

第14回兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

議 事 次 第

平成30年11月28日（水）午前10時30分
兵庫県後期高齢者医療広域連合会議室

1 開 会

2 議 事

審議事項

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

報告事項

神戸大学大学院保健学研究科への個人情報の提供について

3 閉 会

兵後広第698号

平成30年11月28日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合

藤原 保



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

加西市の後期高齢者医療被保険者にかかる、平成30年4月から6月診療分までの診療報酬明細書(医科入院・医科外来)データのうち以下の項目(以下「本件データ」という。)

(項目)

医療機関コード、診療料、保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、処理年月、診療年月、本人家族入外、入院年月日、保険診療実日数、保険決定点数、疾病コード

2 提供先

市立加西病院

3 提供方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が本件データの提供について承諾した後、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法により提供する。

(1) 専用ネットワーク回線により加西市国保医療課を介して提供

兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理により加西市国保医療課に提供する。その後、加西市国保医療課が、加西市でデータ授受用として登録された電

子媒体（フラッシュメモリー）に本件データを移し、これを市立加西病院に提供する。

(2) 電子媒体により市立加西病院に提供

本件データのファイルを暗号化したうえで格納した電子媒体を簡易書留郵便で市立加西病院へ送付、又はそれぞれの職員同士の手渡しにより提供する。

4 市立加西病院から第三者への本件データ提供について

本件データの分析については、市立加西病院が「地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務」を委託している有限責任監査法人トーマツが実施することから、市立加西病院は本件データを格納した当該電子媒体を有限責任監査法人トーマツに提供することになっている。

そのため、市立加西病院に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、契約等により兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等に基づく厳格な取扱いを行うことを条件として課すものとする。

5 データ提供を受ける第三者

有限責任監査法人トーマツ

第14回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成30年11月28日

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供
について

(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

加病総第 324 号
平成 30 年 9 月 26 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 藤原 保幸 様

市立加西病院の将来構想策定に係る後期高齢者医療情報のデータ提供について

市立加西病院

事業管理者兼院長 北嶋 直



平素は、加西市介護保険行政並びに市立加西病院の運営にご協力頂きありがとうございます。

さて、現在市立加西病院では、中長期的な視点に立って市立加西病院の医療機能のあるべき姿を検討し、方向性を定める将来構想を策定するとともに、老朽化に伴う施設の整備計画と一緒に策定したいと考えております。

将来の医療機能を検討するうえで、加西市の医療需要の動向を検討するためには現状の加西市民の医療動向を調査することが非常に重要と考えております。

そのため、加西市民の医療動向を調査するために、国保医療給付データ、後期高齢者医療給付データを使用し調査したいと考えております。

また、加西市では急性期・回復期機能を有する病院は市立加西病院の他にはなく、実態を把握し当院の機能を検討することは、地域医療全体に大きく関わることであり、加西市地域包括ケアシステムの構築・運用にも大きく寄与するものと考えております。

従いまして、ご恵与いただくデータは、加西市における医療需要を推し量る上で非常に重要なものと考えております。

ご提供頂きました医療給付データにつきましては、次のとおりデータ分析を実施いたしたいと計画しております。

つきましては、市立加西病院の将来構想を策定するにあたり、貴広域連合が保有する加西市の後期高齢者医療被保険者に係る医療給付データにつきましてご提供を賜りたくお願い申し上げます。

なお、ご提供頂くデータについては、本業務のみの調査として使用し本業務以外の目的で使用することはありません。何卒、ご高配を賜りますようよろしくお願いいたします。

1. 提供を希望するデータ

(1) データ内容

・医科における次のデータ項目

医療機関コード、診療科、保険者番号、被保険者番号、生年月日、性別、
処理年月、診療年月、本人家族入外、入院年月日、保険診療実日数、保険
決定点数、疾病コード

(2) データ期間

平成30年4月から6月 診療分

2. データの保護

貴広域連合よりご提供頂くデータについては、「加西市個人情報保護条例」、
「加西市情報セキュリティポリシー」その他関連諸規程に基づき、厳格に取り
扱います。

3. その他

データの授受は、加西市国保医療課に設置している兵庫県後期高齢者医療広
域連合電算処理システムのオンライン処理により行いたい。

また、国保医療課と市立加西病院とのデータ授受については、病院を含む庁内で
データ授受に使用されている、登録された国保医療課のUSBメモリーにより授
受を行いたい。

4. 後期高齢者レセプトデータでの調査実施予定内容

✓ 加西市民の外来調査

- 加西市の後期高齢者が加西市内外のどこの診療所、病院で外来を受療し
ているかを調査します。これは、診療科別、疾患別、住所別で調査をし、
加西市民がどのような疾患で加西市内外のどの医療機関で受療してい
るのかを調査します。
- 上記調査の診療所と加西病院データの紹介件数を組み合わせ、どの地区
の診療所の患者の紹介が多いか、または少ないかを調査し立地条件での
受療の傾向に変化があるかを調査します。

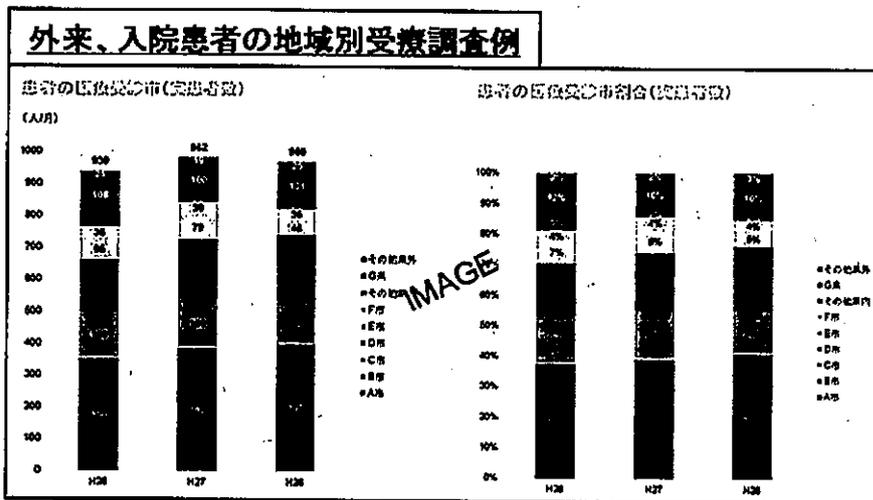
✓ 加西市民の入院調査

- 加西市の後期高齢者が加西市内外のどこの病院で入院しているかを調

查します。これは、診療科別、疾患別、住所別で調査をし、加西市民がどのような疾患で加西市内外のどの医療機関で受療しているのかを調査します。

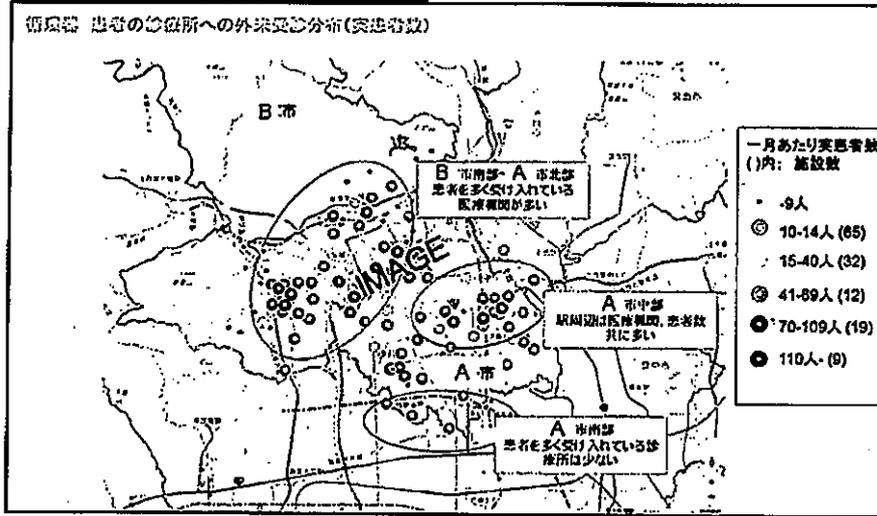
- ▶ 入院した医療機関での医療費と診療実日数をもとに入院単価を算出し、入院した医療機関での医療行為が点数上、高度急性期、急性期、回復期、慢性期であったかを調査します。医療機能別での入院の受療動向を調査します。
- ▶ 上記調査を組み合わせ、後期高齢者が市内外でどのように受療されているかを調査し、現状の加西病院機能で受け入れている患者層を調査するとともに、将来持つべき機能、他病院との連携で充足する機能に関して検討を行います。

■ 調査結果例



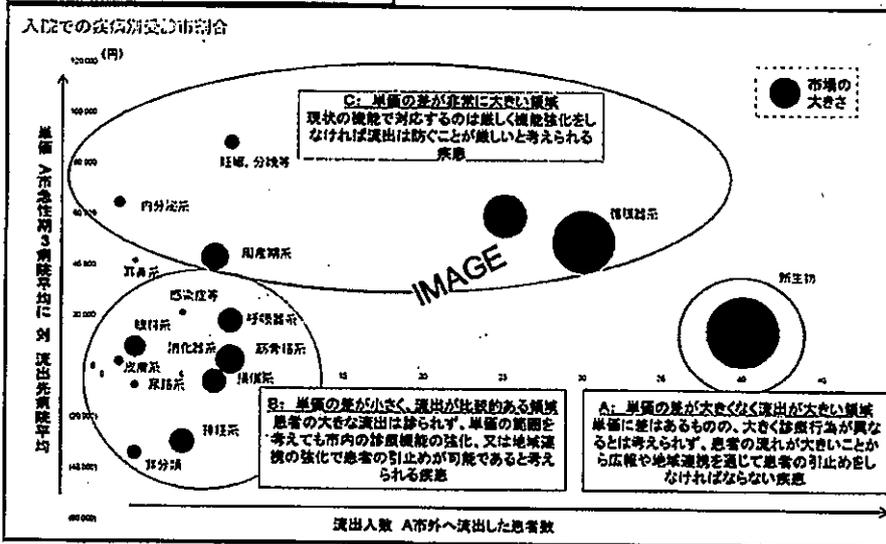
外来、入院患者がどこの市で受療していたかを調査しています。これは診療科別、疾患別で調査を行い、加西市で完結、その他の市への流出の状況を調査します。

患者疾患別受療場所調査例



外来診療において、立地上で患者がどのような受療傾向があるかを調査します。上記では駅周辺など人の集まる場所での診療所の集中し、患者の受療も多くなっています。この患者数と加西病院への紹介件数も合わせてみることで、立地上での患者の受療動向を調査します。

疾患別単価別流出調査例



患者の流出はどのような疾患、単価の患者で大きくなっているかを調査し、今後加西病院が持つべき必要とされる機能や他院との連携で提供する機能に関して調査します。上記は疾患別に、流出した患者数(横軸)と流出した疾患の単価

(縦軸)、医療費の大きさ (バブルの大きさ) で表しています。例えばCの領域の単価が大きく異なる疾患に関しては単価より現状の体制で提供が困難な高度医療を提供している疾患と考えられ、他院との連携で提供する領域と考えることができます。

地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務仕様書

1 委託業務名

地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務委託

2 業務の目的

市立加西病院は、昭和49年9月に現在の場所に新築移転してより44年の長きにわたり、地域住民に医療の提供をおこなっている。本院建物のうち本館部分は、建設から40年以上が経過し、施設の老朽化が進むとともに、現行の耐震基準を満たしていない等、問題点が顕著になっており、建替えの必要性が高まっている。

本業務は、市内唯一の総合病院として、安全で良質な医療を提供し、住民の安心と安全を守るため市立加西病院の本館更新にあたり、将来の病院の機能や規模や、建設計画に関する考え方など、病院の立替え計画に必要となる基本構想の策定支援を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に定めるものの他、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、医療行政、病院整備及び運営について知識と技術を有する人員を配置し、自社社員の中から、本業務に関する責任者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は随時打ち合わせを行い、方針の確認、条件等の疑義を正すものとする。
- (4) 本業務について、必要な資料については、発注者の担当職員と調整し、収集するものとする。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に定期的に報告するものとする。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承認を得たうえで行うものとする。
- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐものとする。

5 仕様書の作成要領

地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務の提案者は、次の項目について提案書を作成し、提出するものとする。

なお、提案の内容は、事業内容に直接かかわるものに限ることとし、間接的なサービス

の提案や自社の営業行為に繋がることは除くこと。

【提案仕様書の項目】

- (1) 受託業務全般に関する考え方について記載すること。
- (2) 類似業務受託実績について
 - ① 業務責任者の医療機能検討に関わる受託実績を記載すること。
 - ② 受託実績は5年以内とし、公立・公的病院における実績が3件以上あること。
 - ③ ②のうち、1件は介護施設との併設における支援を経験していること。
- (3) 業務を担当する者について
 - ① 担当者毎に氏名・経歴・経験業務について記載すること。
 - ② 支援毎の役割が分かるように記載すること。
- (4) 具体的な支援業務
 - ① DPCデータを用いて、今後当院に必要とされる医療機能を検討する
 - ② 今後の市立加西病院の病床規模/診療科のあり方の検討を行う
 - ③ 現在の病院建物における施設上の課題及び改善点の整理を行う
 - ④ 課題解決のための検討作業の進め方について、考え方、手法を提案する
 - ⑤ 当院敷地内にあることが望ましいと考えられる住民の健康増進等に関わる施設の提案とその施設機能の検討
 - ⑥ 市立加西病院が設置する各種委員会の開催支援（出席及び本委託業務に関する資料作成・資料説明）

6 納品等

成果物として下記のことを、電子データ及びデータをA4版に出力したものを1部提出すること。

- (1) 地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想書
- (2) 地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想書 概要版

本業務に対する当法人の提案

貴院は市民にとって必要不可欠な病院であると同時に、今後とも役割を果たしていく上で、様々な環境の変化や課題に取り組みでいく必要があると理解しています

【まとめ】貴院の現況と取り巻く課題



市立加西病院は、加西市民にとって、なくてはならない病院である

しかしながら、将来を見据えた場合、以下のようなテーマに対応していく必要がある。



加西市民の人口動態等の変化を踏まえた役割の定義



医師、医療スタッフの安定的な確保



病院施設の老朽化に対する対応



持続的なサービス提供を可能にする経営



上記を踏まえて、基本構想では、以下の点が重要になると考えられる

- 2025年以降、人口構造ならびに医療介護需要構造が変化していく中、市立加西病院が他医療機関、介護施設、行政等と連携しながら、市民の健康医療ニーズにこたえ、市民に大切にされる自治体病院としてのあり方を検討する
- また、これらを円滑に高品質で実現し続けていくために、サービス提供が持続な医療供給体制ならびに経営基盤を構築するような事業構造を検討する必要がある

市立加西病院の将来の構想検討アプローチ

加西市民からヘルスケア全般で信頼され、地域完結型医療の核となる市立加西病院となるよう機能を検討し、構想コンセプトを作成します

市立加西病院の将来的に有すべき機能の検討(初期仮説)

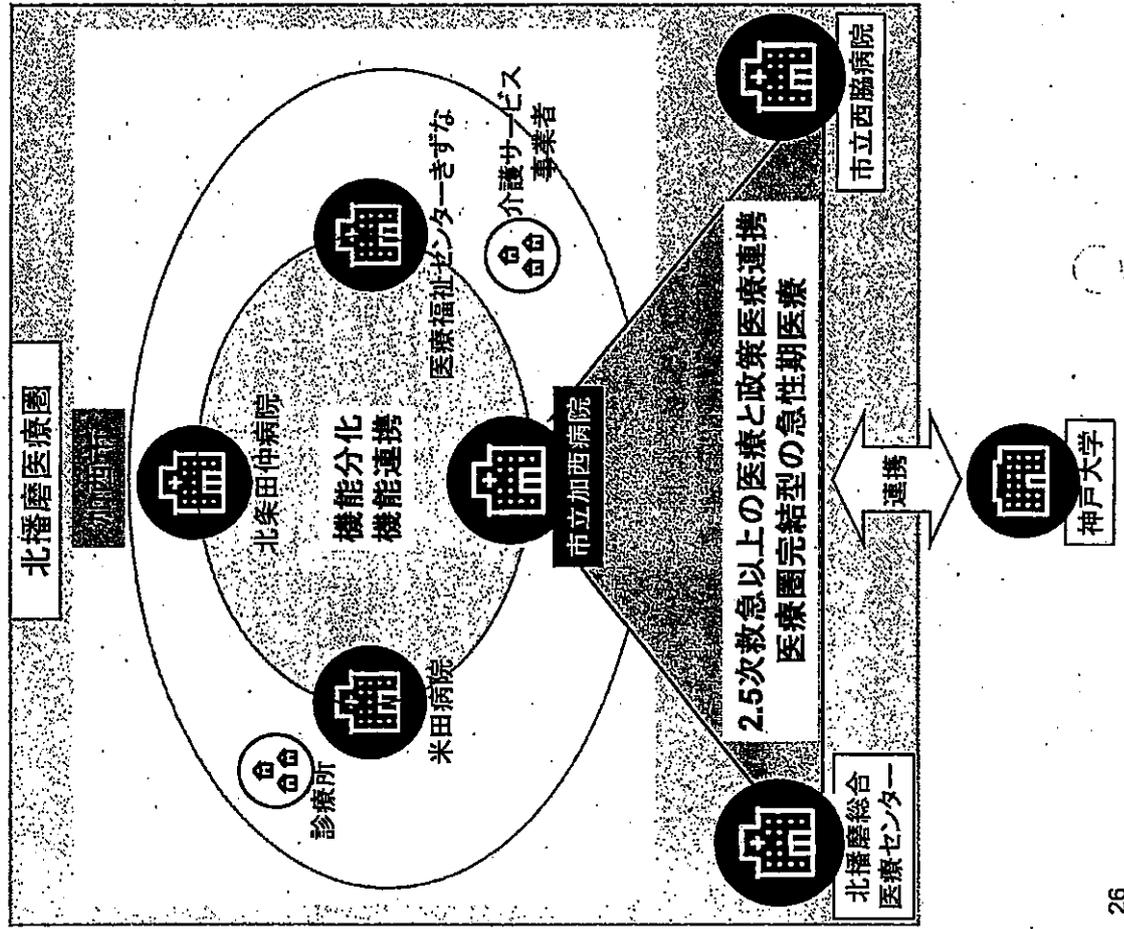
ヘルスケア全般において信頼され、市民健康の中心となり、市民が集まる病院	
予防	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の健康増進のために市立加西病院を中心とした健康増進の機能の保有、そのために市の健康関連部署と病院との連携強化、民間を含む事業者と連携をした健康増進サービスの提供と健康管理
医療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自治体病院として、主要疾患に対して2次救急機能までの保有、2.5次以上の救急機能に対しては加西市内でどこまで維持し、同医療圏内の北播磨医療センター、市立西脇病院と協議、連携を行うことで医療の提供が効率的にできる体制の構築 ■ 政策医療において、小児、周産期医療で慢性的な医療供給体制の不足の元、自治体病院として最低限必要となる機能の維持、医療圏、県内の専門病院と協議、連携した重篤な患者への対応 ■ 急性期以降の近隣の病院や介護事業者との病院間連携を踏まえた適切な急性期病床数と効率的急性期医療の提供 ■ 必要となる医療体制を整備するために医師の供給元の神戸大学を含む協議を実施、医療圏内での持続的、安定的な医師の確保
回復期 慢性期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の診療報酬改定に伴い、近隣の民間病院の機能転換が進むことが考えられる中、加西市内の病院間で協議を踏まえた、市立加西病院の急性期から脱した患者の病院間連携のフローの構築、市内で回復期機能が不足する際の市立加西病院が回復期機能を持つ必要性の検討
介護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後人口減少が進み、在宅医療を支えるクリニック等の医療供給者も減少が見込まれる中、自治体病院として加西市と連携した病院内の在宅支援機能の強化と介護サービスの強化

急性期医療・政策医療提供体制の検討アプローチ

北播磨医療圏の主要3病院と2.5次以上救急医療と政策医療の役割分担、急性期後の市内で完結する医療提供に対し、各事業者間で実現可能となる構想を提案します

地域における役割を考える際の視点

当法人の考え



医療圏で完結する2.5次以上救急医療・政策医療の提供

- ✓ 市立加西病院の将来の2.5次以上の急性期機能・政策医療に対して、病院単体で完結することは人員面、機器等の投資面においても厳しいと考えます
- ✓ 医療圏内の主要3急性期病院で協議、病院ごとの役割と連携に関して協議をし、急性期病床数を含めた資源の最適化を図る必要があると考えます
- ✓ また、主要3病院の医局である神戸大学との連携も重要であり、医師の体制を含めて協議に参加いただく必要があると考えます

急性期後の加西市内で完結する医療の提供

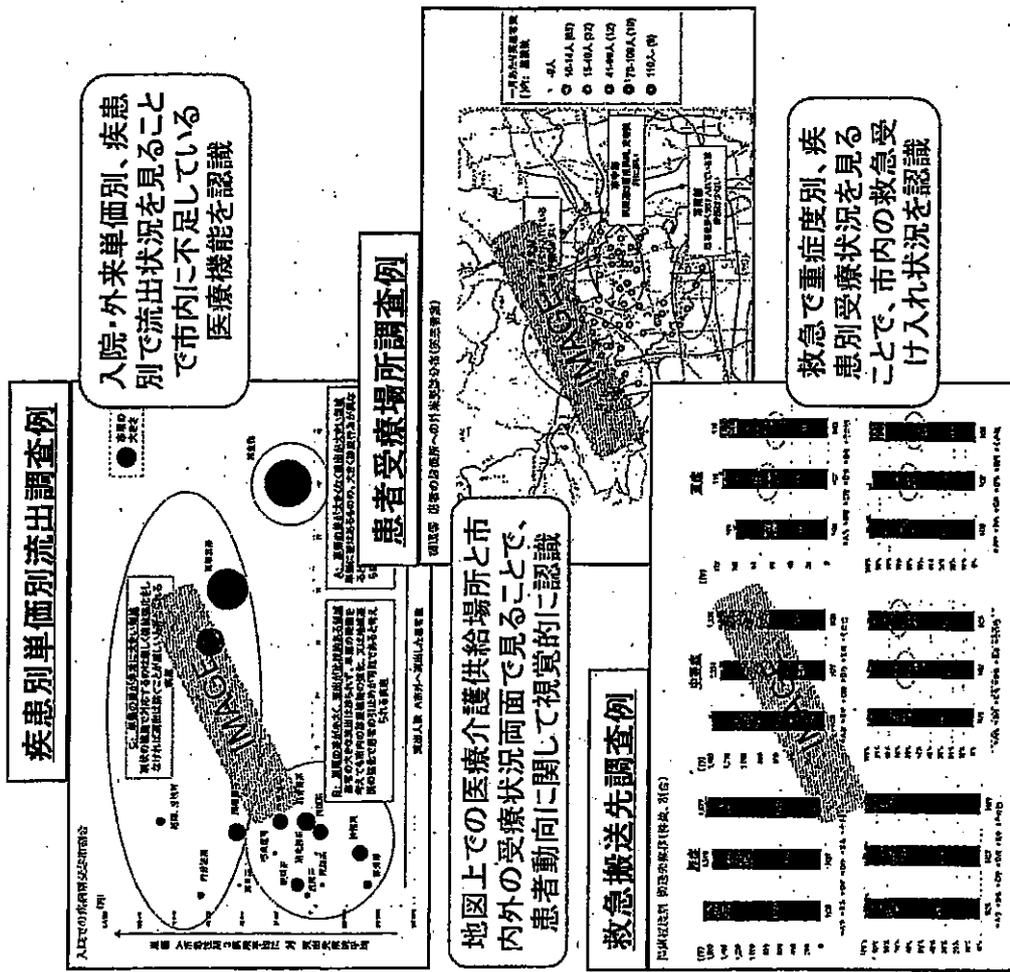
- ✓ 市立加西病院以外の市内の3病院、在宅機能との連携を更に強化し、急性期後の回復期、在宅を市内で完結できる医療サービスの提供を検討する必要があると考えます
- ✓ 現状の市立加西病院以外の3病院は慢性期機能であり、今後の3病院との連携方針と各病院の役割を合わせて協議をし、より効率的で密な連携を検討する必要があると考えます
- ✓ 診療所や介護サービス等の在宅機能との連携の強化のため、市内の医師会や介護サービス事業者とも協議する必要があると考えます

北播磨医療圏・市立加西病院の医療介護需要・供給調査

仕様項目 ①

DPCはもとより幅広い定量データソースおよび定性情報を用いて、加西市民の受療動向を疾患別に視覚的に認識し、今後の医療機能のあり方に関して検討を行います

患者の受療動向調査例



*上記調査例は本提案書向けにイメージ図として作成されたものであり、データ数値は当法人で仮数値として作成しています

◆ 調査に対する当法人の考え

患者の受療動向と提供体制の検討だけでなく、将来あるべき地域連携を考える際は実際の地域医療機関との連携状況も調査することが重要と考えます。データだけの調査にとどまらず重要と考えられる医療機関に対してヒアリングを実施し、将来の機能分化、病院間連携を見据えたより具体的な将来構想に対する調査とします

✓ 医療介護需要・供給調査

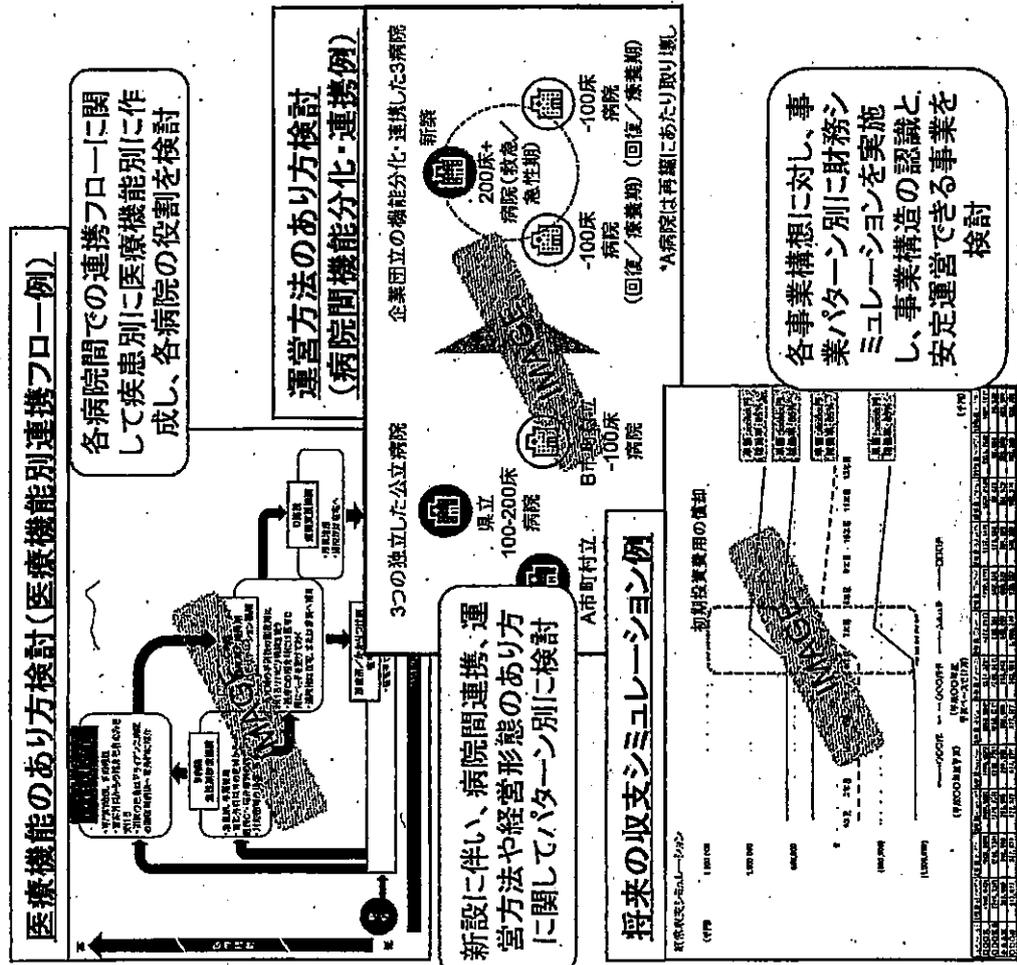
- 加西市民の医療・介護受療調査
 - 国保・後期高齢者レセプトデータ、介護給付データを用い、加西市の患者が高度急性期～在宅まで、どここの地域、医療機関で受療しているかを疾患別、医療費別、介護サービス別で調査することで、市内で受療完結、市外へ流出している疾患や介護サービスを認識し、必要となる医療・介護機能を検討します
- 加西市民の市立加西病院への受療調査
 - 国保レセプト、DPC、紹介データを用い、患者の受療した診療所と市立加西病院への受療を知ること、市立加西病院と地域医療機関との紹介連携の状況を認識し、地域医療機関と紹介連携に関する検討材料とします
- 救急搬送調査
 - 加西市で発生した救急がどここの地域、医療機関へ搬送されたかを重症度別、疾患別で調査し、患者の圏内での完結、流出を知ることで患者の医療圏内での視覚的な救急搬送動向を認識し、救急で必要な機能と病院場所の検討材料とします

市立加西病院の将来の構想検討

仕様項目 ①/②

需給調査分析に基づいた貴院の今後の医療機能のあり方に加え、北播磨医療圏、地域での役割と連携のあり方や、持続的な運営の為の方法等に関して検討します

市立加西病院の将来の構想検討例



実施予定の検討事項

◆ 将来構想検討に対する当法人の考え

- 過去で高度急性期～慢性期まで複数の病院間連携のモデルを作成・実行への助言業務実績があり、病院機能のあり方とともに機能別の地域の連携モデルに関しても、以下の論点を十分勘案して提案します

- ① 市民の人口動態の推移
- ② 地域医療の老朽化に対する対応
- ③ 特約的なサービス提供を可能にする体制
- ④ 医師、医師スタッフの安定的な確保

✓ 今後の医療機能のあり方・病院の役割検討

- 医療介護需要・供給調査に基づき、市立加西病院が今後持つべき医療機能に関して医療圏、地域の病院間の連携を踏まえた上で検討します。検討は疾患別や介護サービス別に行い、将来病院で必要となる機能、サービス等の議論をします
- 病床数の検討は将来の医療機能に応じた医療需要面と医師・看護師等の人員数に応じた供給面の両面から算出し、必要となる病床数に関して調査、議論をします
- 特徴を出す要素を明確化し(例:地域完結型高齢者医療)、医療スタッフをひきつける方向性についても、大学との協議を含めて合わせて検討します

- 将来の構想と伴い必要となるハード面に関して、患者サービス面、業務効率面の調査、職員へのヒアリングを含む現状調査をし、将来の人口構成とともに病棟の医療・介護での利活用など病院施設もどう柔軟に適用すべきか議論をします

✓ 運営方法・経営形態のあり方検討

- 病院の機能を実現するために必要となる医療資源の確保や病院間連携を踏まえ、今後の運営方針の検討をします

✓ 財務調査、財務シミュレーション

- 上記医療機能、建て替え・運営パターンや経営形態を通じて、今後の投資や周辺の環境変化を加味したシミュレーションを実施し、財務面での影響や定経営となる収支構造を認識します

© 2018. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

病床規模推計の考え方

仕様項目 ②

今後の貴院における病床規模の考え方については、当法人が他院で行ってきたように、需要面、供給面から理論的な病床規模を推計し、協議の上、最終化していきま

す。病床規模推計において当法人が用いているアプローチ

1) 需要サイドからのアプローチ

1) 現病院における「急性期/回復期患者数」の切り出し

・現病院患者から慢性期と思われる患者を除外

2) 左記患者数の将来引き伸ばしに伴う変動量の算定

・人口数/構成の変動
・受療行動の変動(在院日数短縮化、外来化等)

3) 新病院建築にあわせた機能強化/整理による流出減による患者増の算定

仕様項目①の内容を踏まえ、シナリオ毎(ベース、楽観的、保守的)の算定

4) 1)-3)からの1日あたりの将来患者数の算定を踏まえ、繁忙等に対応できるような病床数の算定

2) 供給サイドからのアプローチ

1) 現病院における医師・看護師数の整理

2) 医師・看護師数の将来推計

3) 推計されたスタッフ数に基づく対応可能な病床数の算定

3) 委員会等による協議の上、最終素案を作成

施設面についての調査

仕様項目 ③

施設建物面の法令面からの整理のみならず、現状業務からの建物面に関する問題を整理し、基本計画策定への重要なインプットとします

施設面についての調査手順

建物についての法令面等からの現状整理

耐震状況、また施設基準に関連するもの(例:病室の広さ、廊下幅)において、貴院にて保管されている書類等をもとに現状及び問題点を整理します。

・基本的には図面および関連書類の分析、論点整理および貴院との議論を通じて整理します

建物についての業務面からの現状整理

現状の業務遂行をしていく上での、建物に関連する問題点(例:動線)を整理し、新施設に基本設計に向かう際の参考資料とします。

・基本的には各医療職の方へのヒアリングと図面および関連書類の分析の双方から、論点を抽出します

基本計画に向けての調査・ヒアリング

例えば、同規模病院における平米当たり単価や、今後新施設基本計画に進んでいく上で、検討が必要となる論点等を、貴院のニーズを踏まえて整理しておきます。

・デスクリサーチを中心とし、必要な場合は、貴院との協議の上、先行医療機関へのヒアリング等を行います

施設面現状および問題点とりまとめ

これら施設面の現状および問題点に関する論点を踏まえて、今後とも使用が可能な施設、将来へ向けての留意点、将来の新病院/施設整備に向けた論点等ととりまとめます

当法人では多くの基本計画、新病院建て替え支援の実績があり、建物領域において経験豊富なコンサルタントがこの業務を担当します。また、当法人グループ内には一級建築士グループがあります

各種問題点の整理と課題解決

仕様項目 ④

基本構想策定では実務的に多くの論点が発生します。月2回程度の御訪問で論点を拾い、過去実績、他事例調査、ヒアリング等を通じ、論点に対する考えを提供します

課題解決のための検討作業方法

課題解決のための検討作業の進め方について、考え方、手法

■ 議論のために必要となる調査・分析の実施

- 基本構想策定において、医療圏内、貴市での医療介護動向や、貴院に必要な医療機能、新病院の施設での課題とともに、人材確保などの運用面の課題や、補助金などの資金・財務面での課題など、様々な論点が発生します。当法人は幅広い専門性を持った体制と過去の業務実績より様々な論点に対し、適格な論点と必要となる調査・分析を実施します
- 調査・分析は貴院、貴市の持つデータでの定量面での分析とともに、ヒアリングや全国の事例の収集と分析を含めた定性面での分析を行い、将来実現可能な提案をもとに議論をいただく内容とします

■ 課題解決のための検討作業の進め方

- 様々な論点を検討する構想作成において、貴院との議論内容の質とともに議論回数に関しても非常に重要事項と考えます。月2回程度の経営層とともに定例会を行うことと、柔軟に貴院に訪問し現場レベルでの議論を重ねられるよう、大阪事務所のメンバーを中心に構成し貴院とともに業務実施する体制で検討作業を進めます

業務体制

- 当業務へ関与するメンバーは、北播磨総合医療センタープロジェクトを含む基本構想等の経験豊富な公衆衛生学修士、経営学修士、公認会計士、医療経営士等の専門家で構成します
- メンバーは大阪事務所所属のメンバーを中心に組成し、貴院と適宜適切なコミュニケーションを実施します
- 当法人のヘルスケア部門には、東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所を拠点に約60名のコンサルタントが在籍しています。全国の様々な知見や、業務実績より幅広い観点で課題を検討できると考えています

業務実績

- 当法人の和田頼知は、地方公営企業等経営アドバイザーとして、過去より自治体病院へ改革プラン策定に関与しており、当法人は自治体病院の経営や運営方法の検討に対し豊富な実績を有しています
- 業務担当者の自治体病院過去類似実績対象先；北播磨医療センター、市立伊丹病院、松阪市民病院、中津川市公立病院、高知医療センター、亀岡市民病院、東大阪医療センター、大津市民病院、岡山市立総合医療センター、中東遠総合医療センター

予防／健康増進・介護サービスの提供

仕様項目 ⑤

病院が中心となり、健康管理・介護事業者と連携したワンストップのサービスを提供し、市民が健康に対し関心を持ち、集まる病院となるよう様々な可能性を検討、提案します

予防／健康増進・介護サービス提供に対する提案



- 病院が中心となり、健康管理・介護事業者と連携したワンストップのサービスを提供しているような健康増進施設の形態について、現状調査、整理を行い、必要があれば、実地訪問し、数字上は追うことが出来ない背景等のヒアリングを行います
- 事例とりまとめ内容および、貴市の人口動態等の状況や政策動向を踏まえて、貴市にあった施設の方向性を検討します（例えば、年齢層により有効な健康施策は大きく異なるため）
- 上記で掲げられた方向性について、具体的にどういったサービス機能を行うのか、そのサービスをどのように普及させるのか、実施のために必要な要件は何か、といった大きな論点の具体化を行います
- 健康増進施設についての検討として上記をとりまとめます

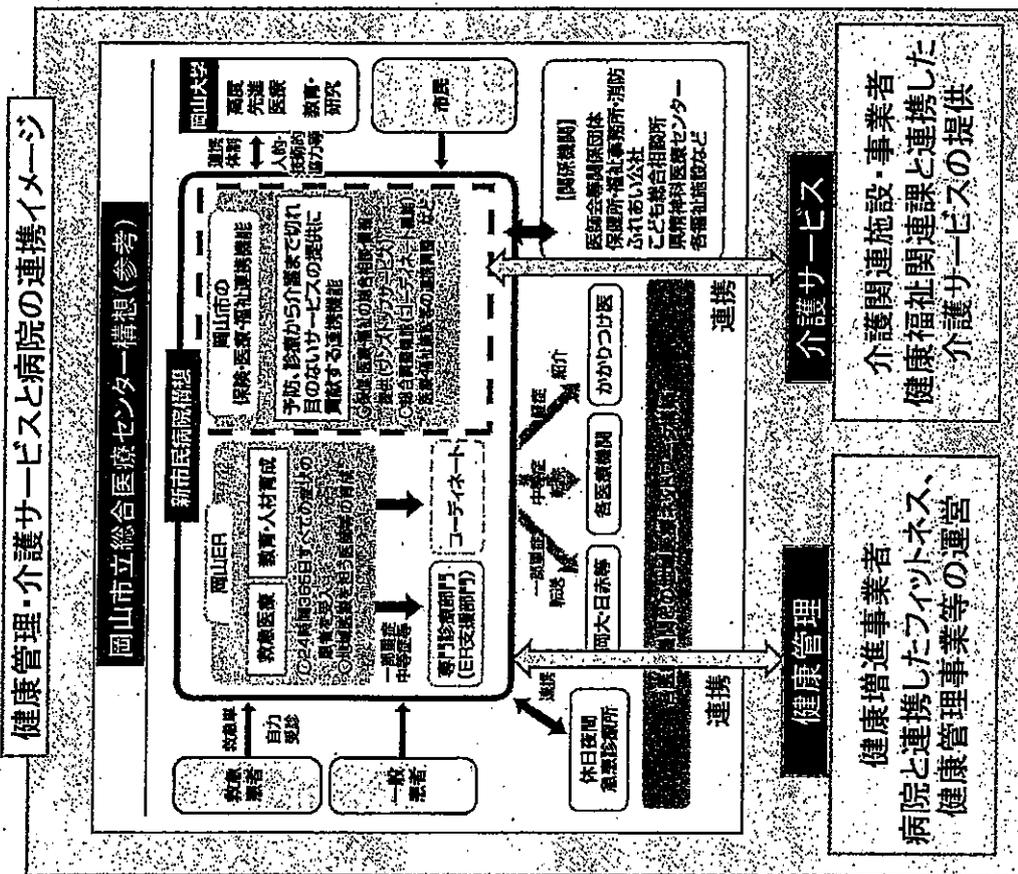
予防／健康増進・介護サービスの提供(イメージ)

仕様項目 ⑤

病院が中心となり、健康管理・介護事業者と連携したワンストップのサービスを提供し、市民が健康に対し関心を持ち、集まる病院となるよう様々な可能性を検討、提案します

予防／健康増進・介護サービスの提供に対する提案

当法人の考え



岡山市立総合医療センター構想(参考)

- ✓ 左記事例の岡山市立総合医療センターは、岡山市の地域ケア総合医療センターを病院内1Fへ設置し、岡山市の地域包括ケアの中核拠点としています
- ✓ 病院内に設置することで病院との連携が進み、市民にとって予防、診療、介護サービスの利便性と効率性が増しています

予防・介護で市民へ利便性・効率性のあるサービス提供

- ✓ 加西市の将来減少する人口とともに健康管理機能や介護サービスを削減する事業者数も減少していくことが考えられます
- ✓ 事例のような市の地域包括ケアを支える機能を病院内、または近隣に設置し、ワンストップでサービス提供できる機能は効果的と考え、貴院に適した方法の可能性の検討をおこないます
- ✓ 施設内、または近隣に健康管理・介護事業者を誘致し、病院の健診部門と連携することでメディカルフィットネス(*)のような医療+健康のサービスを提供できる施設となり、より市民が集まり、健康意識の高まるサービス提供ができる可能性の検討をおこないます

* 上記はイメージとして掲示しており、貴院にとって市民への健康サービスの提供がより良い方法に関して検討、提案します

* メディカルフィットネスは医療法第42条の医療法人の附帯事業であり、自治体病院では直接の運営はできませんが概念として表現をういています

各種委員会運営

委員会を円滑に行える適格な人選をもとに、委員への情報共有を徹底することで、生産的な議論に集中できる場となるよう助言を行います

仕様項目 ⑥

各種委員会 運営に関して

外部委員会 運営の流れ

院内委員会 定例会

- 各項目に対して調査した内容、将来の構想に関して、院内で経営層を集めた月2回程度定例会を開催し、議論を密にします
- 必要時に柔軟に貴院への訪問・議論ができるよう、大阪事務所と同様の実績を持つメンバー中心とした業務体制としています

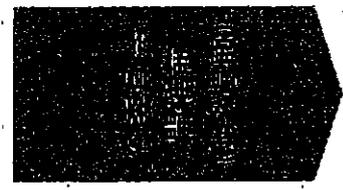
院内での方針を明確にした上で外部委員会へ

外部委員会

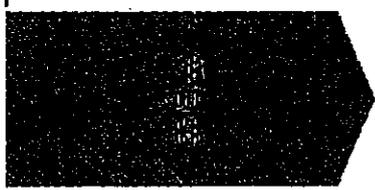
- 病院運営にとって、大学、医師会、地域医療機関との連携は重要であり、適格な人選が構想の検討とともに将来の人員体制面、地域連携面においても非常に重要と考えます
- 各委員に対しての病院運営にとって効果的となる人選と委員会での役割を提案します

■ 委員会は議論に集中できる場となるよう助言します。そのために事前の委員への議論内容と論点に関する周知を徹底します

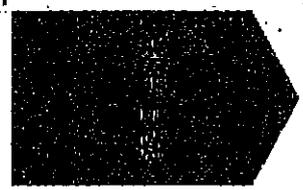
- 担当者が関与した関西圏の業務実績
- ✓ 大津市民病院: H26年あり方検討委員会、H27,28年独立行政法人評価委員会
- ✓ 東大阪医療センター: H26年これからを考える会
- ✓ 亀岡市立病院: H28年経営審議会
- ✓ 市立伊丹病院: H30年あり方検討委員会運営支援



- 各回の委員会での検討事項を明確にし、事前に委員へ情報共有
 - ・ 委員へ検討テーマ、検討に必要となる調査・分析資料、議論項目の共有
 - ・ 委員への配付資料で不明点に関して問合せ窓口を一本化し対応
 - ・ 委員長へ事前調整をし、各回の検討テーマや当日の進め方に関して打ち合わせ



- 会議は論点を明確にし、議論に集中できる場となるよう運営
 - ・ 前回の内容の振り返り
 - ・ 当会議の検討テーマ説明、論点の明確化
 - ・ 委員による議論の実施
 - ・ 議論内容の取りまとめ
 - ・ 次回の検討テーマの確認、日程調整



- 議事録作成、次回委員会に向けた調整
 - ・ 委員会後1週間以内に各委員へ議事録を送付、コメントを収集
 - ・ 資料、議事録のHP等で公開(各委員の承認)
 - ・ 当会議、またはその他検討に関して委員の不明な点につき対応

仕様書の各項目に対する当法人提案のまとめ

仕様書の項目		当法人の提案・実施手法
①	DPCデータを用いて、今後当院に必要とされる医療機能を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ■ DPCデータの分析は勿論のこと、院内外の幅広い定量データソースおよび定性情報も合わせて分析することで、医療機能のあり方に関して包括的な検討を行います ■ 市立病院単体の役割(需要、供給と必要性)に加え、北播磨二次医療圏ならびに地域での役割と連携のあり方や、持続的な運営の為の方法等に関して検討します ■ 病床規模については、医療の需要面、供給面から理論的な病床規模を推計し、協議の上、最終化していきます
②	今後の市立加西病院の病床規模/診療科のあり方の検討を行う	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設建物面の法令面からの整理のみならず、現状業務からの建物面に関する問題点や基本計画に向けた検討事項の整理をし、将来に向けた新病院/施設整備の論点をまとめます
③	現在の病院建物における施設上の課題及び改善点の整理を行う	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幅広い専門性を持った体制と過去の業務実績より様々な論点に対し必要となる調査・分析を実施します ■ 月2回程度の経営層とともに定例会を行い、課題を早期に拾うとともに、柔軟に貴院に訪問し現場レベルで議論できるように大阪事務所メンバー中心の体制で従事します
④	課題解決のための検討作業の進め方について、考え方の手法を提案する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病院が中心となり、健康管理・介護事業者と連携したワンストップのサービスを提供し、市民が健康に対し関心を持ち、集まる病院となるよう様々な可能性を検討、提案します
⑤	当該敷地内にあることが望ましいと考えられる住民の健康増進等に係る施設の提案とその施設機能の検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委員会を円滑に行える適格な人選をもとに、委員への情報共有を徹底することで、生産的な議論に集中できる場となるよう助言を行います。これまでの業務経験上、大学との十分な連携は成功の上で極めて重要と考えております。
⑥	市立加西病院が設置する各種委員会の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ あり方検討委員会など外部委員を含めた委員会の運営の実績を豊富に有しています

当法人の強み

業務体制

✓ 当業務へ関与するメンバーは、北播磨総合医療センタープロジェクトを含む基本構想等の経験豊富な専門家で構成します

✓ 当法人のヘルスケア部門には、東京事務所、名古屋事務所、大阪事務所を拠点に約60名のコンサルタントが在籍しています。全国の様々な知見や、業務実績より幅広い観点で課題を検討できると考えています

業務実績

✓ 過去より自治体病院の改革プラン策定に関与しており、当法人は自治体病院の経営や運営方法に対し豊富な実績を有しています

✓ 自治体病院で過去、現在において基本構想策定にかかると同類の実績を全国で有しています

✓ あり方検討委員会など外部委員を含めた委員会の運営の実績を豊富に有しています

業務委託契約書

市立加西病院（以下「甲」という）と有限責任監査法人トーマツ（以下「乙」という）は、甲が乙に委託する業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

1. 甲は、自己が主体的に実施する「地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想」策定支援業務に関して、次条に定める業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。甲および乙は、信義に則り、相互に積極的に協力する。
2. 乙は、日本公認会計士協会「倫理規則」を遵守の上、本件業務を遂行する。
3. 甲および乙は、本件業務が民法上の準委任条件で遂行されることを確認する。

第2条（本件業務の範囲）

甲が委託し、乙が受託する本件業務の範囲は、乙が作成した2018年7月2日付け「地域完結型医療をめざした基本的な加西病院の将来構想策定支援業務 企画提案書」に記載された業務を基本とする。ただし、何らかの事由により本件業務の範囲を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面により変更することができる。

第3条（作業期間および作業場所）

1. 作業期間は、2018年7月18日から2019年3月31日までとする。ただし、何らかの事由で当該期間内に乙の作業が完了しない場合または完了しないと見込まれる場合は、甲乙協議の上、本件業務の取扱いを決定する。
2. 作業場所は、原則として甲の施設内とする。ただし、資料の分析、書類の作成等の作業については、乙の施設または甲乙協議の上で定めたその他の場所を作業の場とすることを妨げない。
3. 本件業務に従事する乙の担当者（以下「作業従事者」という）に対する指示、労務管理、安全衛生等に関する一切の指揮命令は、その作業場所の如何にかかわらず、乙が行うものとする。

第4条（再委託）

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ない限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することはできない。

第5条（業務責任者等）

1. 甲および乙は、本件業務を遂行するにあたり、業務責任者および現場責任者を選任し、相手方に連絡する。なお、甲および乙は、本件業務の遂行状況に関する連絡および確認を原則として現場責任者を通じて行うものとする。
2. 本条の規定は、乙の選任した業務責任者、現場責任者その他作業従事者が、第三者に同種の役務を提供することを妨げない。

3. 作業従事者が疾病、退職等の事由で本件業務を遂行できない場合、乙は、速やかに他の者と交代させるものとする。
4. 乙の業務責任者および現場責任者は、次のとおりとする。なお、乙は、業務責任者または現場責任者を変更する場合、当該変更を甲に連絡する。

(業務責任者)

公認会計士・パートナー 竹内 友之

(現場責任者)

マネジャー 磯部 正直

第6条 (提出物等の利用)

1. 甲が本件業務に基づき乙からメモ、資料、報告書、その他提出物（名称の如何にかかわらず、以下総称して「提出物等」という）を受領した場合、甲は、提出物等を本契約の目的のために必要な範囲（以下「本件利用範囲」という）において、無償・非独占の形で、甲の内部で利用することができる。なお、提出物等を構成する文書その他記録媒体の所有権は、第8条に定める業務委託料が完済された時点で乙から甲に移転する。
2. 甲は、提出物等が本件利用範囲での利用を前提に乙から提供されることを確認し、事前に乙の書面による承諾を得ない限り、提出物等を第三者に開示してはならない。本項に基づき甲が乙に承諾を要請する場合、甲は、乙所定の書面を乙に提出し、また開示先をして乙所定の書面を乙に直接差し入れさせるものとする。
3. 前項にかかわらず、甲は、法令に基づき提出物等の全部または一部の開示を要請され、当該開示が義務となる場合、当該法令が要求する最小限の範囲で開示することができる。ただし、この場合、甲は、合理的に可能な限り乙に事前または事後の通知を行うものとする。

第7条 (知的財産権)

本件業務の遂行過程で、提出物等とは無関係にシステム、技術、ノウハウ、ビジネス方法等に関する特許、実用新案、商標、意匠等の登録を受ける権利およびこれらの登録に必要となる文書等の著作物の所有権または著作権が付随的に発生した場合、その取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- ① 甲または乙が独自の情報（アイデア、ノウハウ、知識、経験等を含む。以下、本条において同じ）で行った場合は、甲または乙に単独で帰属する。
- ② 相手方の情報に基づき行った場合および甲乙が共同で行った場合は、甲乙の共有に帰属する（別段の定めがない限り、その持分は均等とみなす）。なお、本号に該当する権利の登録申請を希望する場合は、事前にその旨を相手方と協議する。

第8条 (業務委託料およびその支払方法)

1. 甲は、役務提供の対価として、金10,000,000円（消費税および地方消費税（以下「消費税等」という）を除く）の業務委託料を乙に対して支払う。ただし、本件業務の範囲の変更その他乙

の責めに帰することができない事由により、乙が当初の計画を超えた役務の提供を必要とする場合は、甲乙協議の上、この金額を増額することができる。

2. 甲は、次に定める支払条件に従い、前項の業務委託料に消費税等を加えた額を乙が指定する銀行口座に現金を振込む方法にて支払日までに支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

	業務委託料 (消費税等を除く)	支払日
一括払い	金 10,000,000 円	2019 年 4 月 30 日

3. 甲は、乙の請求に基づき、前項の付帯費用を乙が指定する銀行口座に現金を振込む方法にて支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
4. 乙は、甲から要請された場合、合理的な範囲で本条に基づく請求の内訳等が記載された書面を提出する。

第9条（資料等の提供と返還）

1. 甲は、乙の要請に基づき、本件業務の遂行に必要な各種の資料、機器、情報等（以下総称して「資料等」という）を無償で乙に提供する。
2. 乙は、甲から提供された資料等を前提としこれに依拠して本件業務を遂行するものであり、資料等の正確性・網羅性について検証する義務を負わないものとする。
3. 乙は、資料等について、善良なる管理者の注意をもって使用、保管および管理し、本契約の目的以外のために使用してはならない。
4. 乙は、本契約の終了等により資料等が不要となった場合または甲が資料等の返還を要請した場合、資料等を速やかに甲に返還する。ただし、乙の法令遵守および業務管理上必要とされる保管を妨げない。

第10条（報告義務）

1. 乙は、本件業務を遂行した後、甲と別途合意した期日および方法に従い、本件業務の経過および結果を甲に対して報告する。甲が当該報告を受けた後、甲が本件業務の終了を確認した旨を乙に通知した時点または甲が異議を述べず 10 営業日経過した時点のいずれか早く到来する時点で、本件業務の終了が確認されたものとする。ただし、甲が乙に対し当該期間内に異議を述べた場合は、甲乙協議の上、本件業務の取扱いを決定する。
2. 前項にかかわらず、乙は、甲から要請された場合、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の遂行状況を甲に報告しなければならない。
3. 本件業務の遂行に支障を生じさせるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、自己の責めに帰すべき事由による事故か否かにかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、速やかに応急措置を行った後、甲に対して、遅滞なく書面にて詳細な報告と今後の対応方針についての提案を行うものとする。

第11条 (秘密保持)

1. 甲および乙（以下本条において「受領者」という）は、本件業務の遂行過程で相手方（以下本条において「開示者」という）から提供もしくは開示を受け、または知り得た営業上もしくは技術上の情報で、かつ相手方が秘密である旨を明示した情報のうち、次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾なしに、第三者（第4条に基づき再委託先を除く）に開示または漏洩してはならず、かつ本契約の目的以外のために使用してはならない。
 - ① 受領者が知り得た時点で既に公知であった情報
 - ② 受領者が知り得た後に自己の責めによらずに公知となった情報
 - ③ 受領者が知り得た時点で本契約に違反すること無しに既に保有していた情報
 - ④ 受領者が本契約に違反すること無しに、または本契約とは無関係に、独自の営業上のノウハウに基づき独自に入手または開発した情報
 - ⑤ 受領者が第三者から適法に入手した情報
2. 前項にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、秘密情報を開示することができる。
 - ① 法令等に基づき秘密情報の開示が要請された場合。ただし、この場合、受領者は合理的に可能な限り開示者に事前または事後の通知を行うものとする。
 - ② 乙がデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社。以下「DTTL」という）およびDTTLに加盟する乙以外のネットワーク・ファーム（DTTLおよび当該ネットワーク・ファームを以下総称して「DTTL等」という）に対し、独立性・利益相反の確認、品質管理レビュー等の品質管理目的ならびに管理業務のために必要な範囲で開示する場合。ただし、DTTL等は、本条に基づき乙が負う義務と同等の義務を負うものとし、乙は、DTTL等による当該義務の履行について責任を負う。
3. 甲および乙は、本契約締結以前に甲乙間で締結した本件業務にかかる秘密情報の保持に関する契約書（以下「既締結契約書」という）に基づき相互に開示または提供された秘密情報も第1項の秘密情報に含まれること、および本契約において既締結契約書の適用を排除した事項または既締結契約書と異なる事項の定めがある場合、本契約の各条項が既締結契約書に優先することを確認する。
4. 本条の規定は、本契約が終了した後も5年間有効に存続する。

第12条 (個人情報の取扱い)

1. 甲は、乙に対して、乙に提供する甲の個人情報（甲の顧客にかかるものを含む。以下「当該個人情報」という）が、個人情報の保護に関する法律等（諸官庁が定めるガイドライン、指針、通達等を含む。以下、本条において同じ）が要求する必要な要件・手続を具備したものであることを表明する。
2. 乙は、当該個人情報を、漏洩、盗用または改ざんしてはならず、かつ本契約の目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律等に従って適正に取扱う。また、乙は、当該個人情報を秘密情報に準じて取扱い、かつ善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 本
ま
の
約
3. 乙は、甲から求めがあった場合、当該個人情報の管理状況について甲に報告しなければならない。また、甲は、当該個人情報の委託につき、個人情報の保護に関する法律第22条の委託先に対する監督を行うため合理的必要があると認められるときは、当該監督の対象となる個人情報の管理状況について方法等につき乙と協議の上、必要な調査を行うことができる。
 4. 乙は、本条に違反する事態が発生し、または発生するおそれのあることを知った場合、速やかに甲に報告し、その対応に関して甲乙協議する。

第13条 (損害賠償)

- ウ
1. 甲は、本契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由で現実に損害を被った場合、乙に対して、次項で定める限度内で金銭による損害賠償の請求をすることができる。ただし、損害賠償の範囲には、逸失利益などの間接損害および偶発損失などの特別損害を含まない。
 2. 前項の損害賠償の累積総額は、債務不履行（不完全履行を含む）、不当利得、不法行為その他の請求原因にかかわらず、第8条に基づき甲から乙に支払われた業務委託料相当額を限度とする。
 3. 前二項の損害賠償請求は、損害発生の日から6ヶ月以内、かつ本契約終了後3年以内に行わなければ、請求権を行使できない。

第14条 (契約の解除)

- こ
以
よ
益
で
と
る
1
と
こ
に
1. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかの事由が発生した場合または発生のおそれがある場合、催告等の手続を経ることなく、ただちに本契約を解除することができる。
 - ① 本契約に対する重大な過失または背信的な行為があった場合
 - ② 所轄官庁等から営業許可の取消または停止等の処分を受けた場合
 - ③ 競売、仮差押、仮処分、保全差押または強制執行の申立を受けた場合
 - ④ 支払い停止の状態になった場合または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 破産、民事再生、会社更生または特別清算の手続開始の申立があった場合
 - ⑥ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 2. 甲または乙は、相手方に債務不履行が発生し、相当期間を定めて行った催告後においても是正されない場合、本契約を解除することができる。
 3. 第1項または前項に基づき本契約が解除された場合、当該解除をされた者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の債務をただちに弁済しなければならない。
 4. 事由の如何にかかわらず、本契約が解除された場合、乙は、当該解除が発効する時点までに遂行した本件業務について、相応の対価を受領することができる。ただし、本項は、乙の責めに帰すべき事由による場合において、甲が前条に基づき乙に対して損害賠償の請求をすることを妨げる趣旨ではない。

第15条 (反社会的勢力の排除)

- 月
必
1. 甲および乙は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは

特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことを確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為も行わないことを確約する。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 甲または乙は、相手方が、前二項の表明または確約に違反した場合、何らの催告をすることなく、本契約をただちに解除することができる。この場合、当該解除をした者は、相手方に対して損害を賠償することは要さない。また、当該解除をされた者は、かかる解除により相手方に損害を生じさせたときは、相手方に対して全ての損害を賠償する。
4. 甲および乙は、本契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、ただちにその旨を相手方に報告する。

第16条（不可抗力）

天災その他の不可抗力または甲乙いずれの責めにも帰することができない事由で本契約の履行が不能となった場合は、甲乙協議の上、本契約の取扱いを決定する。

第17条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従って解釈される。
2. 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（有効期間）

本契約の有効期間は、2018年7月18日から2019年3月31日までとする。

当
に
す
め
を
確
業
な
し
こ
ど
テ
斤

第19条 (存続条項)

本契約が終了した後も、第6条、第7条、第9条第4項、第11条、第12条、第13条、第17条、本条および第21条は、有効に存続する。ただし、期限の定めのある条項は、当該定めに従う。

第20条 (その他の事項)

本件業務は、その結果またはその基礎とした情報に対する監査意見もしくはレビューの結論を表明し、またはいかなる保証を付与するものではないため、甲は、いかなる目的においても、第三者に対して、本契約の締結あるいは本契約に基づく業務の委託をもって、甲が乙に保証業務を委託している旨の、あるいは、委託しているものと誤解を与えるような説明および文書への記載等を行ってはならない。

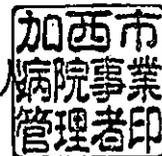
第21条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項は、訴訟に先立ち、信義誠実の原則に基づき甲乙間で協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を二通作成し、甲乙記名押印の上、各一通を各自が保有するものとする。

2018年7月18日

委託者 (甲) 所在地 兵庫県加西市北条町横尾1丁目13番地
商号 市立加西病院
代表者氏名印 加西市病院事業管理者北嶋直人



受託者 (乙) 主たる事務所所在地 東京都港区港南二丁目15番3号
品川インターシティ

監査法人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

代表者氏名印 包括代表 國井 泰成

(担当事務所・所在地) 大阪事務所
大阪市中央区今橋四丁目1番1号
淀屋橋三井ビルディング



第14回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(報告事項)

平成30年11月28日

神戸大学大学院保健学研究科への個人情報の提供について

神戸大学大学院保健学研究科への個人情報の提供について

神戸大学大学院保健学研究科へ下記のとおり個人情報を提供する予定です。

記

1 提供する個人情報

平成25年12月診療分から平成30年12月診療分までの、情報提供について本人の同意書が提出された者（200名を予定）にかかる診療報酬等明細書データのうち以下の項目。

（項目）

被保険者番号、レセプト種類コード、給付区分コード、診療年月、医療機関コード（都道府県及び市区町村コードを含む）、診療科目コード、保険種別コード、保険者番号、性別コード、生年月日和暦、傷病名コード、疾病コード、診療開始年月日、転記（治癒、死亡または中止の別）、入院開始年月日、診療実日数、給付割合、請求点数、決定点数、一部負担額、食事回数、食事請求金額、食事決定金額、食事標準負担額、生活療養費基準単価、生活療養費基準回数、生活療養費特別単価、生活療養費特別回数、生活療養費環境単価、生活療養費環境日数、自己負担額、高額療養費現物給付金額、状態区分コード

2 提供先

神戸大学大学院保健学研究科

3 提供時期

提供先より情報提供についての本人の同意書が提出されてから概ね1か月後または平成31年3月のいずれか遅い時期に提供予定。

4 提供方法

上記1のデータにかかるCSV形式のファイルに暗号化を行ったうえで電子媒体に格納し、簡易書留郵便により送付、またはそれぞれの職員の手渡しにより提供する。

5 提供理由

提供する個人情報は、提供先が行う「後期高齢者下肢運動器障害患者の手術治療・保存療法によるQOL・リスク・医療経済」の研究のため、足の悪い後期高齢者の患者の過去5年間の医療費を調査するためのものである。

研究の実施にあたり、提供先は研究対象者に本研究に参加することの同意だけではなく当広域連合から上記1のデータを得ることについても同意書により同意を得る予定である。

このため、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第2号の「本人の同意があるとき」に該当するため、同条同項ただし書きの規定を適用し、提供先に当該個人情報を提供するものである。

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月29日

条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第29条）
 - 第3節 利用停止請求権（第30条—第34条）
- 第4章 審査請求等（第34条の2—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図り、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関の事務部局に勤務する職員をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（番号法第26条において準用される場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報を収集する目的

(4) 個人情報を収集する根拠

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の記録項目

(7) 個人情報の主な収集先

(8) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利

厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報（特定個人情報を除いた個人情報をいう。以下同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに特定除外個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該特定除外個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該特定除外個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、特定除外個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う安全確保の措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（本人の委任による代理人をいう。以下同じ。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあつては、法定代理人又は任意代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められるもの

- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 開示することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある情報

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（個人情報の存否に関する情報）

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にななければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があつたものとみなすことができる。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、時の経過等によって、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第35条及び第36条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあつては、当該個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することが

できる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用の額を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、第22条第1項及び第23条第2項により実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報

の提出先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、第1項及び前項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条第1項及び第3項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

第3節 利用停止請求権

（利用停止の請求）

第30条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）（以下「対象個人情報」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該対象個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条（第4項を除く。）若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録されているとき 当該対象個人情報の消去
- (2) 第8条、第8条の2若しくは第8条の3の規定に違反して利用若しくは提供されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該対象個人情報の利用又は提供の停止
- (3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該対象個人情報の提供の停止

- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る対象個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(対象個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における対象個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る対象個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該対象個人情報の利用停止をすることにより、当該対象個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該対象個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）及び必要があると認めるときは、当該対象個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしていないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

第4章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第34条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があつた場合の手続)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁

決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第36条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第37条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（苦情の処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（広域連合長の助言）

第39条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第40条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じる

ものとする。

(運用状況の公表)

第41条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第23条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月3日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月6日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。）及び第30条第1項第2号の改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。） 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条に2号を加える改正規定（同条第8号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分に限る。）に限る。）、第28条第1項の次に1項を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第30条第1項の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに第31条第1項、第32条及び第33条の改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(3) 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成28年2月16日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第1項に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年8月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月29日

条例第20号

(設置)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第20条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (2) 個人情報保護条例第35条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議すること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いに関して報告を受けること。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(組織)

第4条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

る。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知する

ものとする。

(提出資料の閲覧)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は写しを交付しようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(費用の負担)

第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第24条第1項の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第14条 審査会は、諮問実施機関に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、兵庫県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年8月6日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月30日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

レセプトデータの授受等に関する協定書

案(1)

加西市（以下「甲」という。）、甲が設置する病院事業の管理者（以下「乙」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「丙」という。）とは、丙が甲に提供し、甲が乙に提供するレセプトデータに係る情報（以下「本件情報」という。）の授受等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準第98条に基づき、甲丙間の本件情報の授受等を承諾するにあたり必要事項と責務を定めるものである。

（情報の内容）

第2条 本協定における本件情報の内容については、丙の保有するレセプトデータのうち乙が実施する市立加西病院の将来構想策定のための分析調査に必要な情報とする。

（情報の提供手段）

第3条 甲と丙、及び甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られたデータにより行う。

2 甲と丙との間における本件情報の提供は、暗号化を行い解読困難なパスワードを設定した電子媒体の受け渡し、又は兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理にて行う。

3 甲と乙との間における本件情報の提供は、暗号化を行い解読困難なパスワードを設定した電子媒体の受渡しによる行う。

（取扱い上の責務）

第4条 甲及び乙は、本件情報の取扱いにあたり、それぞれの責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。

（2）本件情報の全部又は一部を市立加西病院の将来構想策定のための分析調査以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

（3）本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。

（4）甲及び乙は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、丙に直ちに通知するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。

（5）甲及び乙は、本件情報を取り扱う者に対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施するものとし、当該研修の実施状況について丙に報告するものとする。

（6）甲及び乙は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲及び乙の本件情報にかかる保有期間は提供を受けた日から5年間を限度とし、保有期間を超える本件情報については確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（情報取扱責任者）

第5条 甲及び乙は、本件情報の取扱いにあたり、あらかじめ情報取扱責任者を置き、その氏名を丙に通知しなければならない。情報取扱責任者を変更した場合も同様とする。

（情報提供の制限）

第6条 甲及び乙は、本件情報を、法令並びに甲及び丙が施行する個人情報保護条例に規定のある場合を除き、市立加西病院の将来構想策定のための分析調査以外の目的で使用してはならない。

2 乙は、委託により、市立加西病院の将来構想策定のための分析調査を行おうとする場合

は、委託業者に対し、本件情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。(委託業者の指導、監督等)

第7条 乙は、前条第2項の場合において、委託業者に対し、個人情報等の取扱いに安全な管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 乙は、委託業者における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。(秘密等の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後もまた同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲、乙及び丙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- (5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成18年条例第19号）
- (6) 甲が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲、乙又は丙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際
の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 加西市
代表者 加西市長
西村 和平

乙 市立加西病院
事業管理者兼院長
北嶋 直人

丙 兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長
藤原 保幸

レセプトデータの授受等に関する協定書

案(2)

市立加西病院事業管理者（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供するレセプトデータに係る情報（以下「本件情報」という。）の授受等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条に基づき、甲乙間の本件情報の授受等を承諾するにあたり必要事項と責務を定めるものである。

（情報の内容）

第2条 本協定における本件情報の内容については、乙の保有するレセプトデータのうち甲が実施する市立加西病院の将来構想策定のための分析調査に必要な情報とする。

（情報の提供手段）

第3条 甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られたデータにより行う。

2 甲と乙との間における本件情報の提供は、暗号化を行い解読困難なパスワードを設定した電子媒体の受け渡しにより行う。

（取扱い上の責務）

第4条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、甲の責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。

（2）本件情報の全部又は一部を市立加西病院の将来構想策定のための分析調査以外の目的で複写し、又は複製しないこと。

（3）本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。

（4）甲は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、乙に直ちに通知するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。

（5）甲は、本件情報を取り扱う者に対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施するものとし、当該研修の実施状況について乙に報告するものとする。

（6）甲は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲の本件情報にかかる保有期間は提供を受けた日から5年間を限度とし、保有期間を超える本件情報については確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（情報取扱責任者）

第5条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、あらかじめ情報取扱責任者を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。情報取扱責任者を変更した場合も同様とする。

（情報提供の制限）

第6条 甲は、本件情報を、法令並びに加西市及び乙が施行する個人情報保護条例に規定のある場合を除き、市立加西病院の将来構想策定のための分析調査以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、委託により、市立加西病院の将来構想策定のための分析調査を行おうとする場合は、委託業者に対し、本件情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（委託業者の指導、監督等）

第7条 甲は、前条第2項の場合において、委託業者に対し、個人情報等の取扱いに安全な

管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 甲は、委託業者における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。
(秘密等の保持)

第8条 甲及び乙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後もまた同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

(5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成18年条例第19号)

(6) 加西市が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 市立加西病院
事業管理者兼院長
北嶋 直人

乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長
藤原 保幸